第1回 グランドハンドリングにおける安全監督体制の強化に向けたWG 発表資料



一般社団法人 空港グランドハンドリング協会 2024.10.29



◆グランドハンドリング業界の現状

- □ 二次受け事業者を含め全国に<u>約370社※</u>存在 ※航空局調べ
- □ 都市部空港を中心に全国展開する事業者のほか、特定の地域や空港で展開する事業者も存在
- □ グラハン業務は多岐に渡り、航空会社からの受委託パターンは主に3つに分かれる(下記A/B/C)

都市部空港 一 ______ 一 地方部空港 一

エアライン系 グラハン事業者 独立系 グラハン事業者

地方空港 グラハン事業者

ー グランドハンドリング業務の種類 -

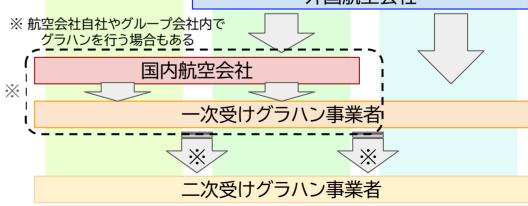


ー グランドハンドリング受委託のパターン例 ー

【パターンA】 国内航空会社 ハンドリング 受委託 【パターンB】外国航空会社ハンドリング受委託

【パターンC】 外国航空会社 ハンドリング 受委託

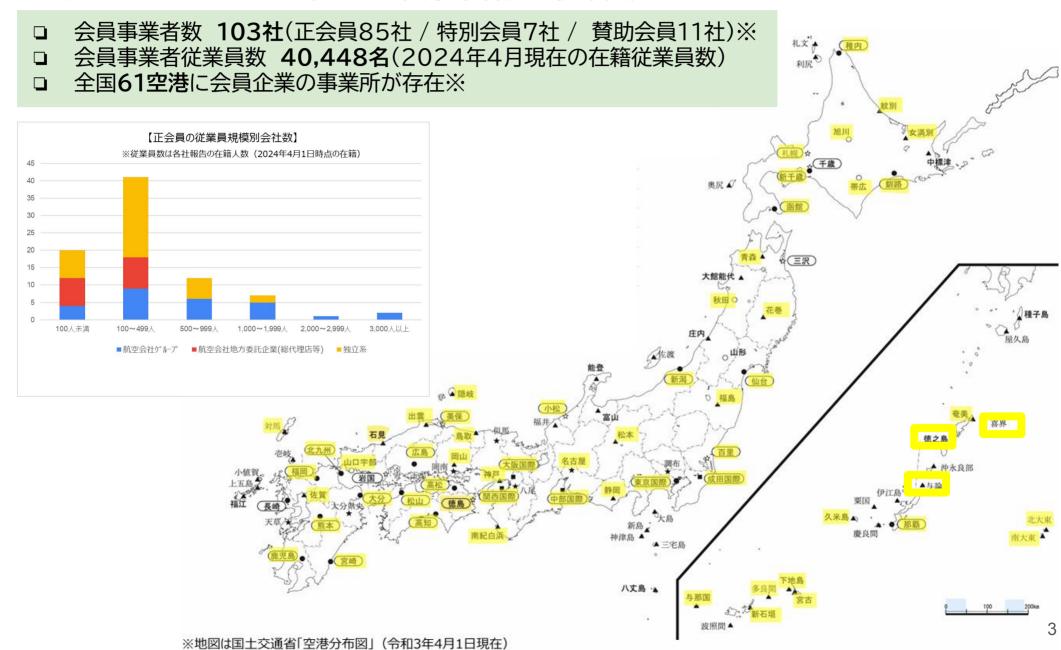
外国航空会社



※自社事業領域外業務等、必要に応じ、 二次受け以降のグラハン会社に再委託する場合がある



◆空港グランドハンドリング協会 会員事業者数と従業員数 下記※印は2024年11月時点





◆空ハン協「安全」に関する取り組み

□ 現状・課題の把握

・「安全に関する調査」の実施

⇒会員事業者における作業安全の状況把握を行い、業界共通課題、傾向の把握につなげるとともに、 各社の安全活動の一助となる情報の水平展開を行うことを目的として実施。

【期間】

FY23:2024年02月13日~02月26日(調査結果の一部は前項参照)

FY24:2024年10月17日~10月31日(現在実施中)

□ 関係者との連携

・「安全に関する研修会」を開催

⇒安全のリスクマネジメントについて他社取り組みから学ぶ機会を設定 (FY23研修会では、㈱NAAファシリティーズから講師を招いて開催)

- ·「NAAランプハンドリング競技会」への視察参加
 - ⇒作業技量や安全意識の向上を目的としたイベントとして参考にすべく視察 (競技には会員事業者4社が参加、FY24は空ハン協も共催参加し連携強化予定)
- ・航空連合との「産業内労使懇談会」を開催
 - ⇒作業安全に関する課題についての労使間意見交換を実施





不安全事象の報告に関する現状



◆報告対象となる地上取扱業務(例)

- □ 本邦航空運送事業者は、航空機の運航を行う場合、運航規程及び整備規程を定め、航空法第104条の規定 により国土交通大臣の認可を受けなければない。
- □ 運航規程及び整備規程に基づき、地上取扱業務において不安全事象が発生した場合は、本邦航空運送事業者から当局への報告が義務付けられている。

航空機に接触する業務 または資機材を装着する業務の一例

航空機牽引業務

航空機に直接的には 接触しない業務の一例

貨物積付·解体業務

手荷物·貨物郵便搬送業務

ランプバス運行業務

旅客サービス業務

污水·給水業務

グラハン安全監督体制強化に向けて



◆グラハン安全監督体制強化に向けた課題・要望

1. 課題

□ 報告対象事業者の社内対応機能の確立

- ・グラハン事業者によっては、不安全事象に対して求められる報告等に対し、人手や専門知識の習得を 含め、対応できる専門部署の設置が難しい現状がある。
- ・人手不足の中での対応機能確立の必要性については、訪日外国人旅客数増の目標への影響も考慮が 必要となってくる可能性がある。

□ 改正法施行までの猶予期間や移行措置期間

・上記点に鑑み、対応機能確立に相当な時間を要する事業者も存在することが想定されるので、 改正法施行までの猶予期間や移行措置期間の設定についても議論が必要と考える。

2. 要望

□ 報告対象事案・報告対象事業者の明確化

・グラハンには多種多様な業務領域・種別が存在し、且つ各事業者によって対応業務領域も異なるため、 現状の本邦航空運送事業者に対して義務付けられているような報告制度が、新たにグラハン事業者に 対して義務付けられる場合には、報告対象事案の種別と度合、報告対象事業者の明確化をお願いしたい。

□ 事務手続等の重複抑止ならびに簡素化

・現在、構内営業承認を求めている空港も存在する。監督体制強化に伴い何らかの規制が導入され類似 手続が発生する場合、煩雑となる可能性があるため、その重複抑止、簡素化に向けご考慮いただきたい。